

医療情報取得加算に関する掲示

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さまの診療情報を取得・活用して診療を行います
診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

上記の体制により、令和6年6月より、国が定めた診療報酬要件に従い、医療情報取得加算として、以下の点数を算定します。

【マイナ保険証を利用しない場合】

【マイナ保険証を利用しても診療情報提供に同意されない場合】

医療情報取得加算1 初診時 3点(月1回)

医療情報提供加算3 再診時 2点(3月に1回)

【マイナ保険証で診療情報提供に同意された場合】

医療情報取得加算2 初診時 1点(月1回)

医療情報提供加算4 再診時 1点(3月に1回)

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

令和6年6月
四天王寺病院